

論 文

現代日本の通商政策—TPPを中心に— (1)

奥 和 義

はじめに

1. TPP とは何か (以上、本号)
2. TPP 論争と伝統的自由貿易・保護主義論争
3. 世界貿易体制の変化と日本の通商政策

むすび

はじめに

TPP とは、Trans-Pacific Partnership の略称であり、それは、これまで、Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement (環太平洋戦略的経済連携協定) と言われてきたものである。日本では現在、「環太平洋(経済)連携協定」と一般的に訳されている。これは、環太平洋地域の国々、具体的には、アメリカ合衆国、メキシコ、チリといった南北アメリカ大陸にある国々、日本、中国、東南アジア諸国といったアジア諸国、オーストラリア、ニュージーランドといったオセアニア諸国にある国々が参加した巨大な自由貿易地域を作ろうという大構想である。

TPP は、1 年前までは、一部の関係者には知られていた言葉であっても、日本国民の多くになじみのなかった言葉である。これが急に日本国内で知られるようになったのは、2010 年 10 月 1 日に菅直人首相が、所信表明演説の中で、「環太平洋パートナーシップ協定への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します」と述べ、同月 8 日に、自らが設置した新成長戦略実現会議の第 2 回会議で、「米国、韓国、中国、ASEAN、豪州、ロシア等のアジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有するための環境を整備するにあたっては、EPA・FTA が重要である。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検

討し、[アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）]の構築を視野に入れ、APEC 首脳会議までに、我が国の経済連携の基本方針を決定する」という旨の総理指示を出したことによる。（注1）一般には唐突とも感じられるような意思表示があつてから、外務省、経済産業省、農林水産省など各省庁のHPで種々の試算資料が掲出され、各種経済団体、研究者の間から、賛成あるいは反対の大合唱がわき起こり、マスメディアでも広く取り上げられるようになった。

本稿は、現代日本の通商政策として、TPPの意義と問題点を考察する。一国の通商政策を考える場合には、重要な視点として以下の2点があげられる。まず第1に現在の世界貿易体制がどのような状態にあるか、そして第2に新しい通商政策を実施する国の産業構造がどのような状態にあり、それに対して、新しい政策がどのような影響を与えることになるかと予想されるかという点である。新しい通商政策は一国の経済構造に強く影響を与えるために、過去に、多くの国で激しい政策論争になったのはよく知られている。古典的な例として19世紀のイギリスにおける自由貿易 vs 保護主義論争があり、自由貿易を強く主張したりカードが、自由貿易を理論的に裏付けたとされる比較生産費説の名前とともに、経済史および経済学史上、その名前をとどめたのは有名である。（注2）

さて、TPPは参加国の多いまた内容が広い自由貿易協定（Free Trade Agreement；以下FTAと略する）であり、FTAは近年の世界貿易体制の変化と深く関わっている。したがって、第2次大戦後の世界貿易体制がこれまでどのように発展してきたか、そして現在どのような状態になっているかを抜きにして、語ることはできない問題である。それと同時に、FTAは自由貿易の理念と深く関係している。そのため、TPPも自由貿易とは何か、その理論的な背景を抜きにしても論じることはできない問題である。

したがって、本稿では、TPPを世界貿易体制の変遷過程に位置づけることで、TPPの内容と特質を明らかにするとともに、自由貿易の理論的な特徴を再確認する。そのために、以下では、まずTPPの内容と概略を説明した後、それが急に日本で注目されるようになった理由を明らかにし、現在起こっている論争を伝統的自由貿易・保護貿易論争と比較して整理する。最後に1995年にスタートしたWTO体制の設立経過とその後の交渉、ドーハラウンドの混迷する過程で世界的に急速な広がりを見せたFTAについて分析し、日本の通商政策のあり方を産業構造、資本主義システムの変容を含めて考察することにしたい。

1. TPPとは何か

（スタート時のTPP）

TPPは、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4ヶ国が参加する自由貿

易協定であり、2006年5月に発効した。これは、2001年1月に発効したニュージーランドとシンガポールの自由貿易協定（FTA）を基礎として、2002年チリを加えて3国間で交渉開始が合意され、2003年9月よりP3（Pacific Three Closer Economic Partnership）として交渉が進み、2005年4月にブルネイが最終交渉に参加した。（注3）いわば、人口数も比較的少なく、主要産業も相互に競合しない国々が、FTAを結んだのである。その協定内容は、図表1の通りである。

図表1 TPPの構成

前文		第12章	サービス貿易
第1章	設立条項	第13章	一時的入国
第2章	定義	第14章	透明性
第3章	物品の貿易	第15章	紛争解決
第4章	原産地規則	第16章	戦略的連携
第5章	税関手続き	第17章	行政および制度条項
第6章	貿易救済措置	第18章	一般条項
第7章	衛生植物検疫措置	第19章	一般例外
第8章	貿易の技術的障害	第20章	最終規定
第9章	競争政策		環境協力協定
第10章	知的財産		労働協力に関する覚書
第11章	政府調達		その他

（原資料）TPP

（出所）石川幸一（2010）、65ページ。

石川（2010）によれば、TPPの特徴は以下のように整理できる。（注4）

- ①締約国が開放的な小国であり貿易投資への依存の高い国により構成されていること。
- ②APECのFTA協定を意図している。前文で、APECの域内協力の拡大、APECの目標と原則へのコミットメントが強調されるとともに、第1章（設立条項）第1条第1項の目的の3に、「締約国はAPECの広範な自由化プロセスを支持する」との規定が置かれている。
- ③他国に門戸を開放している。
- ④包括的で100%自由化を実現しようとする自由化度の高い協定である。
- ⑤原産地規則の45%付加価値基準は他の東アジアのFTAの40%基準よりも厳しい。
- ⑥投資の自由化規定がない。
- ⑦環境と労働が付属協定および覚書として含まれている。東アジア地域のFTAではこうした例はなく、NAFTA（北米自由貿易協定）と同様の取扱いである。環境と労働に関する補完協定は、APECのモデル協定として位置づけられている。
- ⑧サービス章のブルネイへの非適用など運用に柔軟な面もある。

また、WTOの文書によれば、TPP協定発効の時点（2006年5月）で、ブルネイは68.1%、チリは74.1%、ニュージーランドは58.6%、シンガポールは99.9%の品目を関税0としており、ブルネイでは2015年以降に0.8%の品目が関税0になる項目から除外されるが、チリは2017年、ニュージーランドは2015年に、100%の品目を関税0にするとされている（シンガポールはすでに2006年末に実現）。（注5）

このように、TPPは、例外品目がない100%の自由化を実現しようとするFTAであり、物品貿易、サービス貿易、政府調達、知的所有権といった投資を除く幅広い分野を対象とする包括的なFTAでもあり、しかもAPEC諸国にその適用を拡大していこうとする、きわめて大胆なかつ野心的な自由貿易協定である。

（アメリカおよび他の諸国の参加表明）

TPP協定発効後、2008年9月、アメリカは、TPP参加に向けた交渉を行う意図があることを発表した。オバマ政権も、2009年2月27日に発表した通商交渉アジェンダにおいて、TPPは高水準かつ包括的な協定であり、APEC地域の自由貿易協定ともなりうると評価している。（注6）

アメリカ議会においても、2009年3月10日下院議員45名がオバマ大統領にTPPの参加交渉を進めるように書簡を送付し、そのうちの22名が民主党員であったという。（注7）また、食品、農産物関連団体、製造業関連団体、アメリカ商業会議所など多数の業界団体や大手流通企業、食品企業がTPP交渉参加を支持する書簡を大統領に送付した。他方、繊維業界は反対、酪農業界がニュージーランドが加盟している点で反対、農業団体も否定的であるという。しかし、多くの大企業、ビジネス界は好意的であるのは、TPP参加によってアメリカが、東アジア地域の経済連携から排除されず、2国間のFTAではアクセス不可能であった市場にアクセスできることが期待されているからである。（注8）

アメリカ以外にも、マレーシア、オーストラリア、ペルー、ベトナムがTPP交渉に参加し、当初加盟していた4カ国を加えて、現在はのべ9ヶ国が交渉中である。第1回（2010年3月）、第2回（同年6月）はマレーシアを除く8カ国、第3回（同年10月）からが9カ国になっている。第4回（2010年12月）には、日本政府はオブザーバーとしても参加を求めたがかなわず、その後、交渉は、第5回（2011年2月）、第6回（同年3月）と行われ、以降、第7回（同年6月）、第8回（同年9月）、第9回（同年10月）、APEC首脳会議（同年11月）の予定となっている。（注9）

(アメリカの意図)

オバマ政権では、その発足以降、通商政策として、基本的に貿易拡大を経済危機対策の一環として位置づけ、「ルールに基づく通商体制」すなわち、WTO へのコミットメントを支持する立場を明確にしてきた。そして、FTA、地域貿易協定 (Regional Trade Agreement: 以下、RTA と略する)、WTO ドーハラウンド交渉も、民主党内ではブッシュ前政権の積み残し案件と批判は強いものの、継続して交渉を行っている。WTO へのコミットメントにせよ、FTA 交渉の継続にせよ、一貫して、アメリカからの輸出拡大が明確にされている。(注 10)

WTO では、2001 年にカタールのドーハで、「ドーハ開発アジェンダ」(Doha Development Agenda: 以下 DDA と略する) と名づけられた交渉が開始されたが、結局、2008 年 7 月、インド・中国とアメリカが対立し、交渉は決裂した。DDA については、後述するが、交渉決裂後、世界金融危機を経て、交渉再開の機運も高まったが、現在も成立に至っていない。「ドーハラウンド多国間貿易交渉の世界通商協定を通じて米国企業の市場アクセス機会を拡大する」(注 11) と、オバマ政権がアメリカ企業の国際的自由活動の確保を第一に考えているので、発展途上国側との交渉は、困難な状況が継続している。

また RTA についても、WTO 発足直前の 1994 年 1 月 1 日、クリントン政権時に、アメリカ、カナダ、メキシコ 3 国間北米自由貿易協定が発効した。これによって、域内 GDP 約 17.2 兆米ドル、人口約 4.6 億人に及び (域内 GDP、人口は、いずれも 2010 年の数字:筆者による)、EU に匹敵する大規模経済圏が形成された。これは、経済発展水準の異なる先進国・途上国間の自由貿易協定でもあった。EU と異なり、対外共通関税を持たず、労働力移動の自由化、経済政策の協調を内容に含んでいなかったが、重要産業分野につき厳しい原産地基準を定め、加盟国の相互の投資を優遇する規則やサービス貿易、知的財産権に関する規則、実効性の高い紛争解決手続の導入、政府調達における優遇を定める等、実効性ある経済統合の枠組みを有していた。(注 12)

NAFTA 発効後、NAFTA 域内の貿易は拡大し、アメリカ・メキシコ間の貿易の拡大が著しかった。米国商務省の統計によれば、1993 年から 2004 年までに、米国からメキシコへの輸出額は約 166% 増 (同時期の対カナダ輸出額は約 89% 増、輸出額全体は約 76% 増)、アメリカのメキシコからの輸入額は約 290% 増 (同時期の対カナダ輸入額は約 130% 増、輸入額全体は約 153% 増) となっている。(注 13)

クリントン政権は、この貿易拡大を中南米に広げようと、米州自由貿易圏 (Free Trade Area of the Americas: FTAA) を形成することをもくろみ、1994 年 12 月にマイアミで開催された第 1 回米州首脳会議 (米州地域 34 ヶ国首脳 (キューバを除く南北米大陸諸国)

が出席して開催）で、南北米州全域を含む自由貿易地域を創設する構想が初めて提唱された。そして、同首脳会議においては、2005年までに域内の貿易や投資の障壁を取り除き、米州全体を一つの自由貿易圏に統合していくことで合意がなされ、2001年4月に行われた第3回米州首脳会議において、2005年1月までに交渉妥結、12月までに協定を発効させる旨が確認された。

しかし、交渉分野によって、米国とブラジル等の意見の相違が大きく、決定的な対立を回避するため、2003年11月の第8回貿易大臣会合（マイアミ）では、全締約国に共通して適用される各分野の最低限の義務を定め、それ以上のことについては締約国間で個別に交渉できるとする、いわゆる「FTAA ライト」（軽量版のFTAA）を目指す方向が打ち出されたが、第17回貿易交渉委員会（2004年2月）で交渉は膠着状態に陥り一旦休会し、3月に再開予定であったが、関係諸国の合意が成立しなかった。この主原因は、アメリカによれば、アメリカとメルコスール諸国（南米南部共同市場：アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイの4カ国で形成されている自由貿易市場）の農業輸出補助金の撤廃と全ての工業品の関税撤廃等要求の立場が乖離していることによる。その後、第4回米州首脳会議（2005年11月）で、FTAA 推進を主張する29か国に対し、交渉再開に慎重なメルコスール諸国4か国及びFTAA そのものに反対するベネズエラの意見が対立し、現在まで事実上中断されており、依然として妥結に至っていない。（注14）

世界金融危機以前に、アメリカの対中南米通商戦略は、手詰まり状態になっていたのである。しかも、中国やインドは経済発展を続け、経済力で存在感を増し、アメリカとの貿易関係も着実に深まってきた。その過程でアメリカの対外経済政策は、アジアにより強く向けられてきた。（注15）

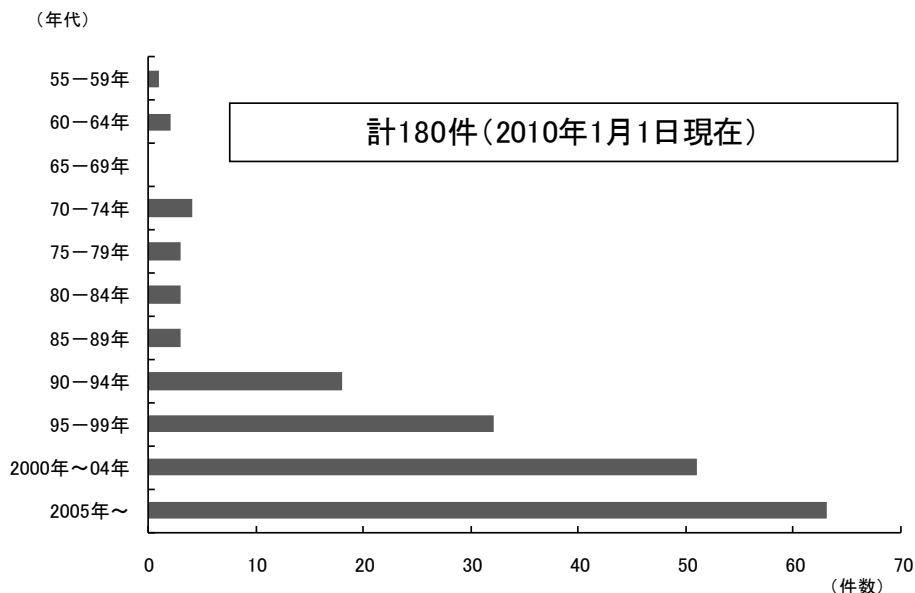
（日本の参加表明）

冒頭でふれたように、日本では、菅首相が、日本政府の基本方針として、「FTAAPに向けた道筋の中で唯一交渉が開始している TPP 協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」（2010年11月9日閣議決定）と決定し、TPP 参加を「平成の開国」と声高に訴えている。

急に参加表明した経済的背景には、そもそも WTO での多角的交渉に力を入れてきて、FTA の取り組みが韓国など近隣アジア諸国に後れをとっていたことが、まず上げられる。FTA 比率は、FTA 相手国（発行国および署名済国）との貿易額が貿易総額に占める比率を示すが、日本はそれが16%、韓国は36%、アメリカ38%、EU30%（対域外貿易）となっ

ている。(注16) 世界のFTAの件数は2010年で180件あり、年々の増加は図表2に示されているとおりでである。他方、日本のFTA発効・署名国・地域数は12にすぎない。

図表2 世界のFTA件数の推移 (年代別グラフ)



(注) ①WTOホームページのリストに掲載されている地域貿易協定(RTA: Regional Trade Agreement)(掲載の定義はGATTもしくはWTOに通報され現在も発効中のもの)に、未通報の韓国—ASEAN、タイ—インドを加えたもの。②年代は発効日順。

(資料) WTOホームページ掲載のリスト(<http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>) (2010年1月1日現在)より作成。

(出所) JETRO「WTO/FTA Column」8ページ。

1980年代まで、世界には16件のFTAしか存在していなかったが、2010年1月1日までの間に、WTOに通報されたFTAは180件ある。とくに近年、その動きは加速していることがわかる。2000年から2009年までの間では、年平均10数件ペースで増加し、この10年間だけで前述の総数の半分以上にあたる。(注17) このように、諸外国と比較した場合のFTA協定の締結の遅れと、前述したTPPの交渉予定(2011年11月での妥結予定)が日本政府に、TPP参加を急がせたことは間違いない。

さらに、TPPに加盟した国の巨大製造業にとっては、TPP加盟の低賃金国に工場を立地すれば、TPP加盟国内あるいはその工場立地国がFTAを結んでいる国・地域に関税なしで輸出することが可能になり、国際競争上、圧倒的な優位性を獲得できる。したがって、TPP加盟国の巨大メーカーにとっては、これ以上ない利益を生むチャンスが与えられる。しかも

FTAを1件ずつ締結するより、TPPは、1度の連携で一気にその利益を獲得できる。発展途上国側にとっても、工場誘致ができれば、雇用の拡大、経済発展につながるために、経済的メリットを大きく享受できる。その結果、日本の巨大メーカーは、TPPに必ず参加すべしと政府に強い圧力をかけることになる。他方、工場が海外立地することは、国内の雇用の喪失、生産額の減少につながることもまた指摘されている。日本のメーカーの海外立地によって、2008年には、96万人、35兆円が喪失、減少したとされている。（注18）

近年、「国際競争を勝ち抜くためには法人税率を引き下げることが必要である」、「円高は輸出競争力を削ぐので政府は円高介入をすべきである」などと言ったように、日本の巨大企業（とくに製造業）は、日本経団連など経済団体を通じて、政府に対して圧力を高めている。リーマン・ショック前の円安期に、輸出を主力とする巨大企業は空前の利益を上げた。その時期には沈黙していたが、2010年に円高が進むと、「急激な円高を是正するために外国為替市場への介入など政府・日銀が一丸となった取り組みをお願いしたい」（日本経団連の米倉弘昌会長）と政府に円高修正を要求した。（注19）グローバル化の進む中、巨大企業間の国際競争がますます激化し、巨大企業が政府に強い圧力をかけていることが、FTA、TPPの推進力になっている。

このような政府、巨大企業の強い推進力に対して、国内で大きな論争が進行中である。

次に、国内の論争を紹介し論点を提示し、それが伝統的な自由貿易と保護主義の論争と理論的にどのように関係した異なっているのか、そして日本の通商政策の今後を、世界貿易体制の変化との関係および日本の産業構造との関係で考察する。（以下、次号）

（注）

（※）本稿は、2011年2月22日に韓国・慶北大学経済経営研究所の主催で開催された研究会での報告を加筆修正したものである。研究会に招聘されるにあたり、慶北大学校経商大学経済通商学部学部長 Chang Ji Sang 教授、同前学部長 Kyung Soo Chung 教授、Gyewan Moon 教授、Kim Hee Ho 教授、Seung-Jin Shim 教授、Pansoo Kim 教授に大変お世話になるとともに、研究会では多くの方に意見を頂戴した。ここに記して謝意を表したい。もちろん、残存する問題点および本稿の責任は、すべて筆者にある。

（1）「第2回 新成長戦略実現会議 菅総理指示」<http://www.npu.go.jp/policy/policy04/pdf/20101008/sankou04.pdf>、2010年12月28日閲覧による。

（2）自由貿易と保護主義の論争は、歴史上幾度となく繰り返されてきた。もっとも有名な事例は19世紀のイギリスの事例である。19世紀初頭のイギリスでは穀物法や航海条例によって農産物の国内市場を保護するとともに、貿易による利益が一部の特許会社に独占されていた。このためイギリス国内の穀物価格は高く、結果的に賃金が高止まりせざるを得ないと、産業資本家から批判の声が上がった。産業資本家と地主・貿易独占会社の闘いは、イギリス議会で激しい論戦を呼ぶ。とくに、リカードとマルサスの論争では、穀物法をめぐるものが著名である。この論戦については、美濃口

- 武雄 (1989) が講義ノートをベースにした論文であるが、丁寧な論争のフォローと論点の抽出があり、現在の日本の農業自由化問題についても示唆に富む。
- (3) TPPについては、シンガポール政府国際企業庁 (International Enterprise Singapore) のHP中のFTA一覧のサイト中に協定原文がある。http://www.fta.gov.sg/fta_tpfta.asp?hl=12のLegal Textに原文がある。また、『週刊東洋経済』(特集TPP全解明)第6314号、に基本的情報があり、石川幸一 (2010) がTPPの概要と意義を紹介している。
- (4) 石川幸一 (2010)、70~71ページ、による。
- (5) *FACTUAL PRESENTATION, Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement between Brunei Darussalam, Chile, New Zealand and Singapore (Goods and Services)*, Report by the Secretariat (WT/REG229/1 9 May 2008) pp.24~26による。ただし、http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/a_z_e.xls。2011年4月1日閲覧による。
- (6) 佐々木高成 (2009b)、174ページ、による。
- (7) 佐々木高成 (2009b)、175ページ、による。
- (8) 佐々木高成 (2009b)、176~177ページ、による。
- (9) 内閣官房『包括的経済連携に関する検討状況』平成22年10月27日、5ページ、による。ただし、<http://sv1.npu.go.jp/date/pdf/20101027/siryoul.pdf> 2010年12月20日閲覧。
- (10) USTR (2009)、(2010)、(2011)による。オバマ政権に先立つブッシュ政権では、貿易促進権限を8年ぶりに獲得し、WTO、地域主義、二国間協定の3つのレベルで並行的に通商交渉を進め、世界規模での競争的自由化戦略を達成しようとした。この壮大な構想は、結果的に大きな成果を上げられなかった。ブッシュ政権期の通商政策は、藤木剛康 (2008)「通商政策」、が秀逸な分析を行っている。オバマ政権は、基本的にこの戦略を踏襲していると考えられる。
- (11) 「2010米国経済白書」『エコノミスト』臨時増刊2010年5月24日号、135ページ
- (12) 「北米自由貿易協定の概要」ただし、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/nafta.html> 2011年4月3日閲覧。
- (13) 「北米自由貿易協定の概要」ただし、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/nafta.html> 2011年4月3日閲覧。
- (14) この叙述は主に「米州自由貿易地域 (FTAA) 概要」による。ただし、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/ftaa/gaiyo.html> 2011年4月3日閲覧。
- (15) 佐々木高成 (2009a)、および、萩原伸次郎 (2011a) 250ページ、による。
- (16) 内閣官房「包括的経済連携に関する検討状況」平成22年10月27日、2ページによる。ただし、<http://sv1.npu.go.jp/date/pdf/20101027/siryoul.pdf> 2010年12月20日閲覧。
- (17) 「WTO/FTA Column」2010年1月20日、ただし、<http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/column/pdf/055.pdf> 2011年4月3日閲覧による。
- (18) 2010年8月22日に放映されたNHKスペシャル『灼熱アジア1・タイ』による。
- (19) 『朝日新聞』2010年8月26日付

(引用文献のみ、次号ですべての引用・参考文献を示す)

- ・石川幸一 (2010) 「環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) の概要と意義」『季刊 国際貿易と投資』(国際貿易投資研究所) 81号 (ただし、<http://www.iti.or.jp/kikan81/81ishikawa.pdf> 2010年12月20日閲覧による。)
- ・藤木剛康 (2008) 「通商政策」河音琢郎・藤木剛康編著『G. W.ブッシュ政権の経済政策』ミネルヴァ書房
- ・萩原伸次郎 (2011a) 『日本の構造「改革」とTPP』新日本出版社
- ・美濃口武雄 (1989) 『マルサス・リカードの穀物法論争—農業自由化の歴史的考察—』一橋大学社会科学古典資料センター Study Series No.17 (ただし、<http://hdl.handle.net/10086/16633>)

- ・ 佐々木高成（2009a）「米国のアジア政策：その重要要因とオバマ政権における変化の方向性」『季刊 国際貿易と投資』（国際貿易投資研究所）75号（ただし、<http://www.iti.or.jp/kikan75/75sasaki.pdf> 2010年12月20日閲覧による。）
- ・ 佐々木高成（2009b）「オバマ政権の通商政策：ドーハラウンド・FTA政策の展望」『季刊 国際貿易と投資』（国際貿易投資研究所）76号（ただし、<http://www.iti.or.jp/kikan76/76sasaki.pdf> 2010年12月20日閲覧による。）
- ・ 『週刊東洋経済』（特集TPP全解明）第6314号、2011年3月12日号
- ・ 「2010米国経済白書」『エコノミスト』臨時増刊2010年5月24日号
- ・ *FACTUAL PRESENTATION, Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement between Brunei Darussalam, Chile, New Zealand and Singapore (Goods and Services)*, Report by the Secretariat (WT/REG229/1 9 May 2008) ただし、http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/a_z_e.xls.
- ・ USTR (2009), *2009 Trade Policy Agenda and 2008 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program*
- ・ USTR (2010), *2010 Trade Policy Agenda and 2009 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program*
- ・ USTR (2011), *2011 Trade Policy Agenda and 2010 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program*
- ・ 国家戦略室「第2回 新成長戦略実現会議 菅総理指示」ただし、<http://www.npu.go.jp/policy/policy04/pdf/20101008/sankou04.pdf>
- ・ 外務省「北米自由貿易協定の概要」ただし、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/nafta.html>
- ・ 外務省「米州自由貿易地域（FTAA）概要」による。ただし、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/ftaa/gaiyo.html>
- ・ 内閣官房「包括的経済連携に関する検討状況」平成22年10月27日、2ページによる。ただし、<http://sv1.npu.go.jp/date/pdf/20101027/siryoul.pdf>
- ・ JETRO「WTO/FTA Column」 2010年1月20日、ただし、<http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/column/pdf/055.pdf>